

2022.4.11警察の個人情報管理を考える院内集会

運転免許証とマイナンバーカードの一体化(共通番号いらないネット:原田)

▼道路交法改正案を3月4日国会提出……参議院先議

「運転免許証と個人番号カードの一体化」、自動運転の許可制度の創設、電動キックボードや自動配送ロボット等に関する規定の整備などが内容

▼2024年度末にマイナンバーカードと運転免許証の一体化を開始

(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現

令和6年度(2024年度)末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。

これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度(2024年度)末までに警察庁が整備する共通基盤(警察共通基盤)上に集約する。

(デジタル社会の形成に関する重点計画)2021年12月24日閣議決定 46頁)

▼一体化に先立ち、警察情報を警察共通基盤に集約する

国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策

② 警察業務のデジタル化

警察情報管理システムを、警察共通基盤上に順次共通化・集約化しつつ、更なる警察業務のデジタル化を通じて、国民の利便性の向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化と警察情報管理システムの整備・維持に係るコスト削減を図るため、以下の取組を行う。

・運転者管理システムは、令和5年(2023年)1月に警察共通基盤上で一部の都道府県警察において運用を開始し、令和6年度(2024年度)末までには全都道府県警察において運用を開始する。(以下略)

(デジタル社会の形成に関する重点計画)2021年12月24日閣議決定 93頁)

① 特定自動運行に係る許可制度の創設

- レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転（特定自動運行）を行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。
- 都道府県公安委員会は、許可をしようとするときは、市町村の長等の意見を聴かなければならないこととする。
- 遠隔監視のための体制を整えなければならないこととするなど、許可を受けた者の遵守事項や交通事故があった場合の措置等について定める。

② 新たな交通主体の交通方法等に関する規定の整備

1 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等

- 最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とする。
- 特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しないこととし（ただし、16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用を努力義務とする。
- 特定小型原動機付自転車は、車道通行を原則とする。
- 特定小型原動機付自転車のうち、一定の速度以下に最高速度が制限されており、それに連動する表示がなされているものについては、例外的に歩道（自転車通行可の歩道に限る。）等を通行することができることとする。
- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする。また、危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命ずることとする。

2 遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）の交通方法等

- 遠隔操作により通行する車であって、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当するものを「遠隔操作型小型車」とし、歩行者と同様の交通ルール（歩道・路側帯の通行、横断歩道の通行等）を適用する。
- 遠隔操作型小型車の使用者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。

③ 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備

- 希望者には、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することができることとする。
- 自動車等を運転するときは、上記事項が記録された個人番号カード又は運転免許証を携帯していなければならないこととする。

その他

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務
- 安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ等
- バス停等における駐停車禁止の規制から除外する対象の拡大

運転免許証とマイナンバーカードの一体化とは

運転免許証のデジタル化の実現に向けて

検討の
方向性

運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録して一体化

目指す
効果

① 住所変更等のワンストップ化

➤ 住所変更等の際、市区町村窓口でマイナンバーカードの住所を変更すれば、警察署に届け出ることは不要に。

② 居住府県外における迅速な更新

➤ 現状、約3週間かかって郵送により交付される免許証をより迅速に受取可能に。

③ 免許更新時の書類提出・講習のオンライン化

➤ マイナンバーカードの公的認証機能を用いてオンライン化された講習の受講を可能にするなど、更新手続をよりスムーズに。

課題

システム連携（運転免許情報を管理するシステムの全国共通化）

➤ 現在、運転免許情報を管理するシステムは、各府県警察で個別に整備し、データ標準化も不十分。

➤ 警察庁においては、IT総合戦略室と連携し、平成30年から統一的な共通基盤の整備に向けて準備。令和2年6月から開発を開始。

➤ 令和4年度以降、順次、各府県警察が共通基盤に移行していく予定。

⇒ 住所変更等のワンストップ化など、国民の利便性確保のためには、**共通基盤の整備完了と市町村側の手続と連携するシステムの構築が必要**

※ 警察がマイナンバーカードのICチップのマイナンバー領域に自由にアクセスすることができないような制度的・技術的措置を講じる。

業務の実施方法

➤ 一体化したカードの発行手続等について関係省庁と調整。

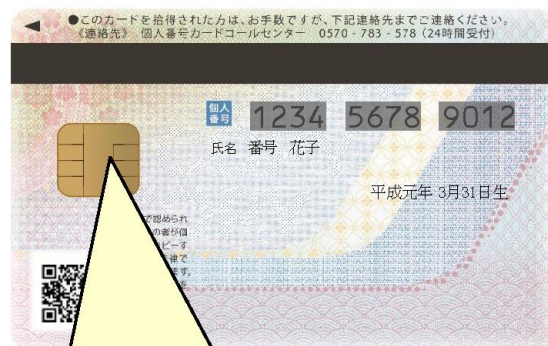
今後の
予定

全国でのシステム統合完了には、現時点では、令和7年度までかかる見込み。令和8年中に一体化を開始予定であるが、さらに早期実現が図れるよう鋭意検討中。

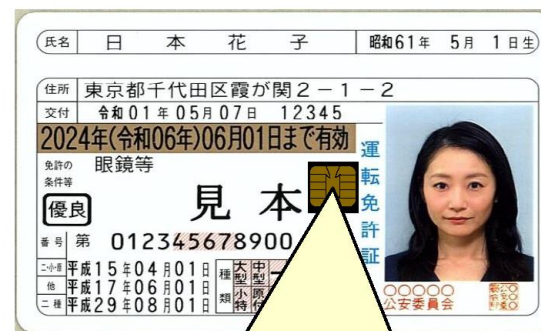
どのように「一体化」するのか

マイナンバーカードに運転免許情報を一体化する場合（イメージ）

現
行



- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、性別、有効期間、個人番号)
- 顔写真



- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、免許証交付年月日、有効期間の末日、免許種類、免許証番号等)
- 本籍
- 顔写真

※ 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用

一
体
化
後



共通の情報

氏名、生年月日、住所

マイナンバー固有の情報

性別、有効期間、個人番号、顔写真

← 技術的に、警察がアクセスできないようにする方向で調整する予定

免許固有の情報

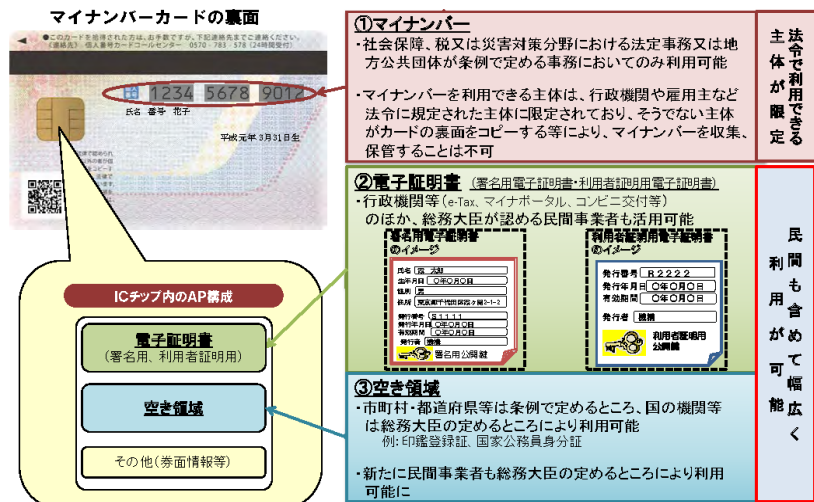
交付年月日、有効期間、免許種類、免許番号、本籍、顔写真等

- 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用。
取締りに要する時間が短縮。

注) 違反歴は含めない
取締り実務・セキュリティの観点から不要。

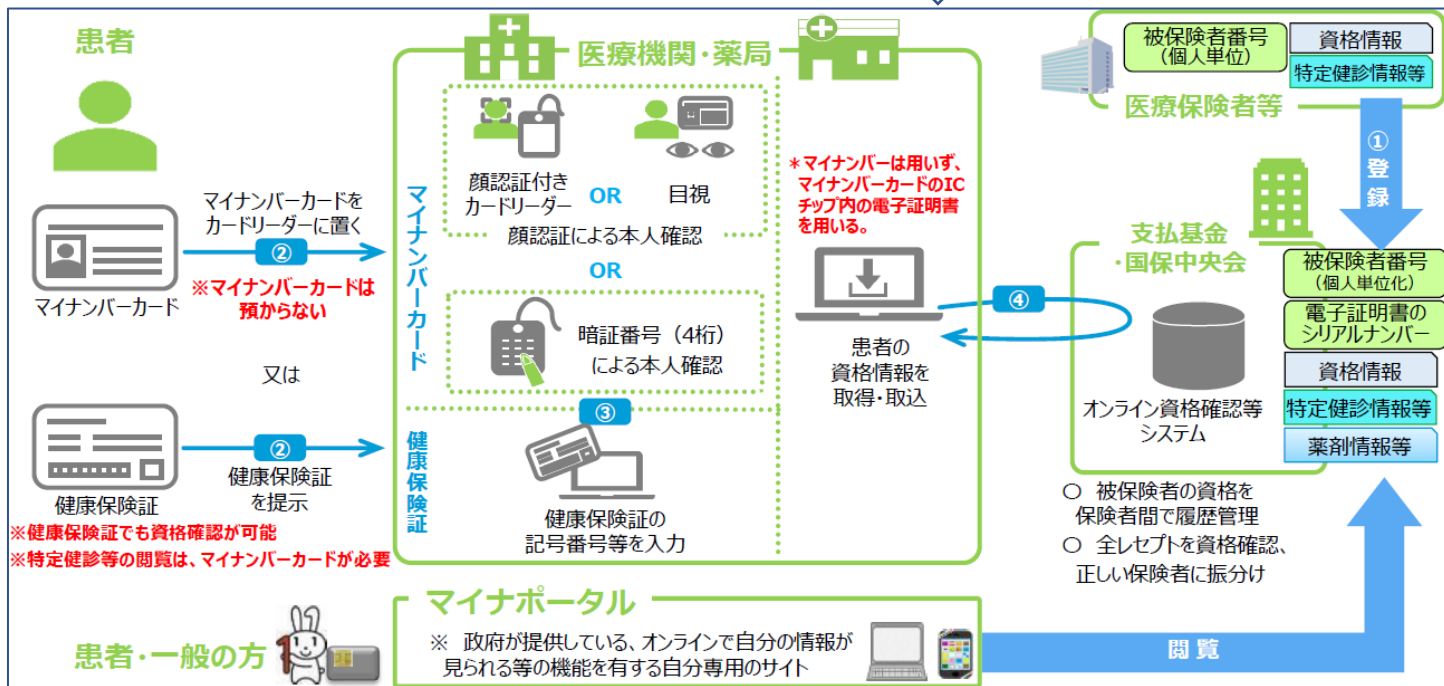
マイナンバーカードの健康保険証利用との仕組みの違い

マイナンバーカードについて



健康保険証利用では、保険資格等を管理する「オンライン資格確認等システム」にマイナンバーカード (の電子証明書) で照会し、資格情報を確認する

運転免許証との一体化では、マイナンバーカードのICチップに、運転免許情報を記録し、読み出す



当初は積極的ではなかった運転免許証との一体化

▼「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(2019年6月4日)

(5) 各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化の推進

本方針に基づき、健康保険証利用のほか、お薬手帳、ハローワークカード、ジョブ・カード、教員免許状等との一体化等により、デジタル化を推進するとともに、運転経歴証明書、障害者手帳等、各種カード、書類等についても、マイナンバーカードとの一体化等を検討する。(※ **運転免許証の記載なし**)

▼2019年デジタル手続法国会審議 (2019年4月24日衆院内閣委 政府参考人北村警察庁交通局長)

「運転免許証とは別にマイナンバーカードを通じて運転免許資格が確認できる仕組みを構築することによりまして、マイナンバーカードを携帯していれば免許証不携帯にはならないというような制度をすることができるのではないかと考えてございますが、この場合、**交通違反あるいは交通事故の現場で警察官がどのようにして運転免許の有無や運転免許の条件を確認することができるかということが課題**となります。

考えられる一つの方法といたしましては、マイナンバーカードから免許関係情報を警察官が確認するための端末等の整備に必要な予算を措置いたしましてその端末を整備し、現場活動を行う警察官に運用させるということが考えられるところでございますけれども、実際にそのような仕組みとすることが**警察活動に与える影響でありますとかその費用対効果については、引き続き検討**していくことが必要であろうと考えてございます。」

▼「骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針2020)」(2020年7月17日閣議決定)

② マイナンバー制度の抜本的改善(16頁)

運転免許証について、海外の事例を踏まえつつ、発行手続やシステム連携の在り方等を含めた検討を開始する。

▼2020年10月16日平井デジタル改革相、河野行政改革相、小此木国家公安委員長会談

運転免許証とマイナンバーカードの**一体化の目標を「2026年(令和8年)」**とすることで一致

▼2020年11月10日第4回「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG」

菅総理から、少しでも早く実現してほしいとの指示⇒警察庁で検討を重ねた結果、当初の「令和8年中」から前倒して「**令和6年度末**」から全国一斉にカードの一体化を開始(2020年12月10日小此木国家公安委員長記者会見)

▼2020年12月25日「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」

「運転免許証について、**令和6年度末**にマイナンバーカードとの一体化を開始する。双方のシステムを連携させることにより、住所変更手続きのワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新やオンラインによる更新時講習受講が可能になる。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度末までに警察庁の共通基盤上に集約する。」(36頁)

警察情報を警察庁の構築する共通基盤に一元的に集約

7

▼警察庁デジタル・ガバメント中長期計画(2020年3月31日CIO連絡会議決定)

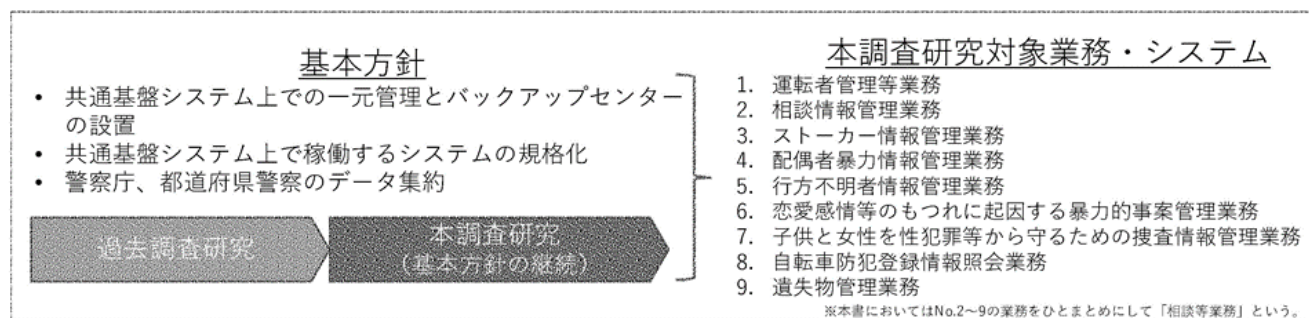
ア、警察情報管理システムの合理化・高度化

警察情報管理システムは、警察活動を行う上で必要不可欠な情報を管理し、警察業務を支えている。一方で、警察庁及び都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、業務間及び都道府県間における**データ標準化**が不十分、整備・維持に係るコストの高止まりなどの課題がある。

これらの課題を解決するため、**警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤に、警察情報管理システムを順次移行**する。具体的には、2020年度より共通基盤システムの構築を行い、2022年度以降順次、警察庁及び都道府県警察のシステムを移行する。

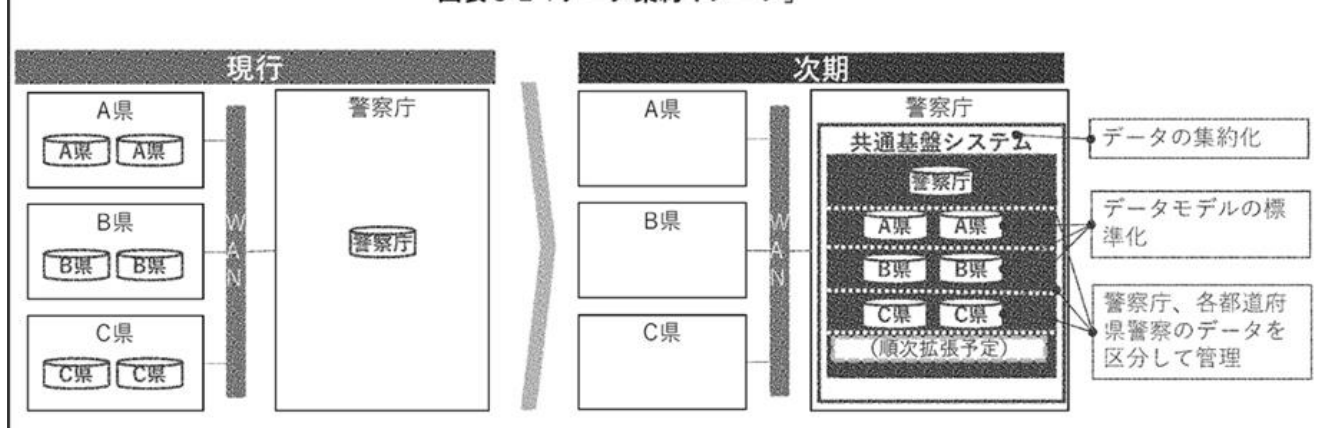
▼アクセンチュア「2020年度警察情報管理システムの合理化・高度化に関する調査研究業務調査報告書」

共通基盤システムに運転者管理とストーカーやDV等の相談等の計9業務のプログラムや主要データを集約し、一元管理してデータ標準化によりシステム間の連携強化を図り、**将来的には9業務以外にも集約する予定**



共通基盤システム上では警察庁及び各都道府県警察のデータをそれぞれ区別された状態で管理し、自都道府県警察以外のデータを許可なく参照及び更新できない仕組みにするものの、全国共有が可能なデータや警察庁への送受信が必要なデータについては、**警察庁が管理するデータとして一元的に集約**を行う

図表 3-2 「データ集約イメージ」



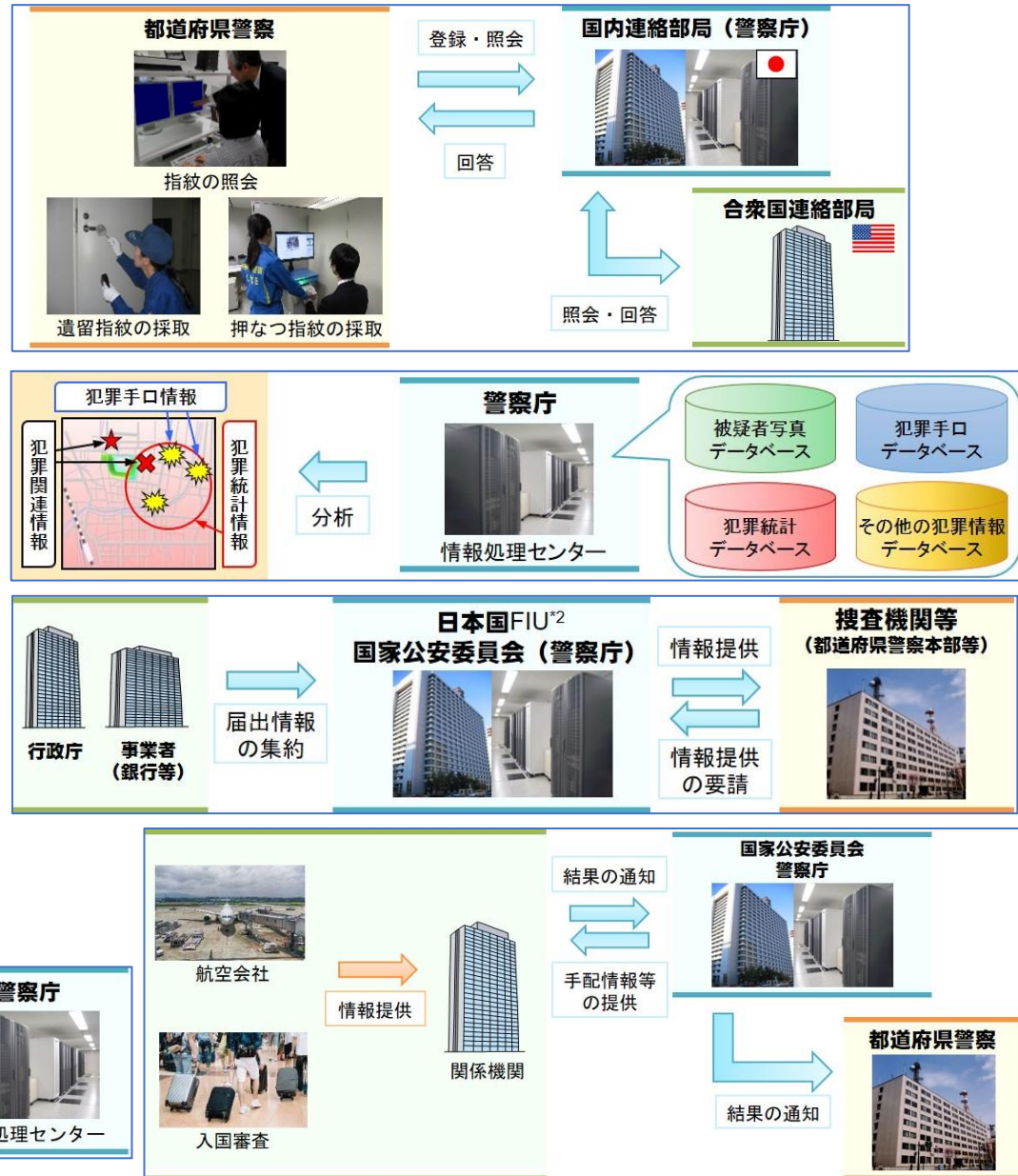
現行の警察情報システム(警察庁サイト<https://www.npa.go.jp/joutuu/008.htm>)

「警察では、警察情報システムとして、第一線警察活動を支えるとともに迅速な警察行政に貢献するためのシステムや、国際機関との情報共有に必要な環境を整備・維持管理しています。

また、災害等の非常時においてもこれら各種警察情報システムの機能等を確保し、業務を継続するための取組を推進しています。

その中でも、警察情報管理システムは、警察庁と都道府県警察を接続し、犯罪捜査や警察行政に資する情報を広域的に作成・利用するための情報システムです。

現場警察官からの警察無線等による要請に基づき、都道府県警察本部の照会センターにおいて専用のパソコンを操作するなどして、警察庁・都道府県警察のデータベースに対して各種情報を照会し、その結果を現場警察官に回答します。」



警察法改正による警察庁内のリソースの一元化

警察法改正案 3月30日成立

▼都道府県警察が捜査など法執行を行うという原則を超えて、国の機関である警察庁にはじめて捜査権限

- ・警察庁(国)にサイバー警察局
- ・関東管区警察局にサイバー特別捜査隊

▼警察庁長官官房に技術部門

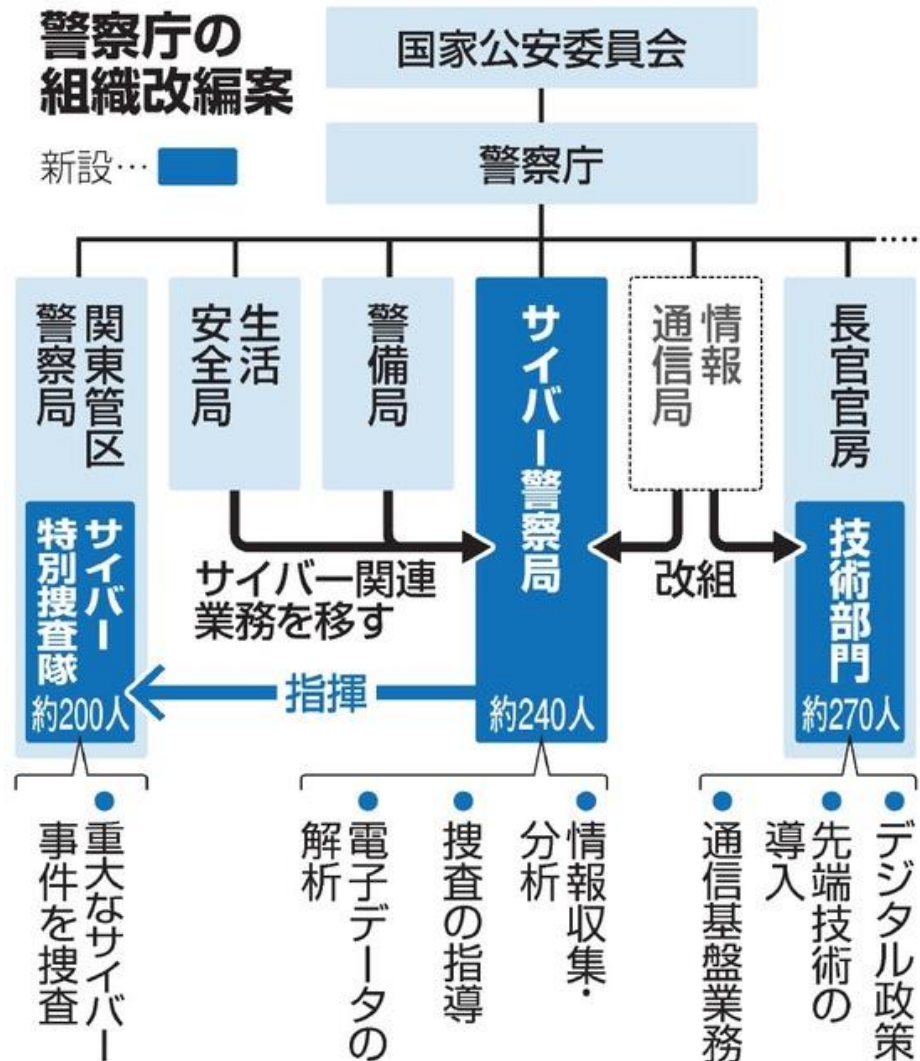
所管行政に関する情報システムの整備及び管理

分散していた警察庁内のリソースを一元化し「刑事部門、生活安全部門、交通部門、警備部門など既存の警察部門と連携し、警察組織全体でサイバー空間・実空間の両者にわたり隙間なく脅威に対処」

(警察庁サイバーセキュリティ政策会議
令和3年度報告書21頁)

都道府県警察の管理する刑事部門の捜査情報、生活安全部門の相談情報、交通部門の運転免許等の情報、警備部門の治安情報が、サイバー犯罪対策に利用される？

- ・本来別々の目的で収集された情報の目的外利用
- ・都道府県の管理する個人情報の外部提供



【図は朝日デジタル2022年1月29日より】

問われる警察の情報管理

▼一連の裁判判決で国敗訴

▽1月18日名古屋地裁は、無罪となったあとも再犯のおそれなど具体的な必要性を示さないまま指紋やDNA型、顔写真などを警察が保管し続けることを認めず、データの抹消を命じる判決(1月31日国控訴)

▽1月18日東京地裁は、警察保有の個人情報のファイル管理簿122件の全ての一律不開示に対して、担当部署や利用目的、記録項目など多くの開示を命じる判決

▽2月21日岐阜地裁は、大垣市の風力発電所建設問題で、県警が収集した住民の氏名、住所、学歴、病歴、活動歴などの個人情報を、中部電力の子会社シーテックに提供したことを違法として損害賠償を命じる。要保護性の高い情報を積極的・意図的に提供しており悪質と批判

▼マイナンバー違憲差止訴訟では、番号法が刑事事件捜査等にマイナンバーで管理する個人情報の提供を認め(19条15)、警察は必要と判断した利用ができるにもかかわらず(9条)、警察の利用は個人情報保護委員会の監視監督の対象外で(36条)、マイナポータルによる本人開示もできず、警察の恣意的な利用を監視できず、捜査機関による濫用を防止できないことが争点の一つに。

▼2021年5月の個人情報保護法改正により、捜査機関が保有する捜査情報に含まれる個人情報の取扱いも個人情報保護委員会の監視対象になった。

しかし個人情報保護委員会と他の行政機関とは上下の指揮命令関係にはないからとして、個人情報保護委員会が他の行政機関に対して法的拘束力のある命令は行えず、民間事業者には立入検査(拒否すると罰則)ができるのに、行政機関に対しては罰則のない実地検査しかできない

▼警察法改正の附帯決議(2022.3.29参議院内閣委員会附帯決議)

二 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を行うに当たっては、プライバシーの権利、通信の秘密の保護を始めとした国民の権利と自由を不当に侵害しないよう徹底すること。

特に、警察庁による重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等が新たに行われることに鑑み、警察に対する国民の信頼を十分に確保し、警察行政の民主的管理と運営を徹底するため、国家公安委員会は、法令に基づく適切な捜査等の実施及び警察官の適正な教育が実現されるよう、警察庁を厳正に管理監督すること。

警察庁の個人情報ファイル管理簿の情報公開請求訴訟

■管理簿全不開示「違法」警察庁保有の個人情報—東京地裁

時事ドットコムニュース2022年1月18日17時38分

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022011800850&g=soc>

警察庁が犯罪捜査のために収集した**個人情報ファイルの管理簿が事実上全て不開示**となったことを不服とし、NPO法人「情報公開クリアリングハウス」が取り消しや開示義務付けを求めた訴訟の判決が18日、東京地裁であった。清水知恵子裁判長(岡田幸人裁判長代読)は「裁量権の逸脱、乱用があり、違法だ」として、一部開示を命じた。

警察庁は、管理簿にファイルの名称や担当部署、利用目的、記録される項目などを記載。訴訟では、同庁が「情報収集や捜査活動が推知される」などとして同NPOが**開示を求めた管理簿122件について全て黒塗りにした対応の妥当性**が争われた。

清水裁判長は「一律に不開示情報に該当すると認めることはできない」と指摘。**122件中、担当部署や利用目的、記録項目などは大半で開示を命じた。**

同NPOは2016年5月、管理簿の数や名称、概要について警察庁に情報公開を請求したが、同庁は同年7月、ほぼ全てを黒塗りにして通知した。審査請求を受けた情報公開・個人情報保護審査会も17年9月、同庁の対応を妥当と答申した。

※判決文

平成30(行ウ)126 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件
令和4年1月18日判決言渡 東京地方裁判所

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/988/090988_hanrei.pdf

マイナンバーカードの普及策 2023年3月全住民の保有を目指す

マイナンバーカードの普及等の取組について

6月 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定(※第4回会議)
 マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月 マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承(※第5回会議)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)		
2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)

2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)

一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与

マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)

「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、
 「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す

国家公務員・地方公務員等の取得の推進

国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

市区町村の交付円滑化計画

カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において
 交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を发出)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請

マイナンバーカードの普及に向けた広報

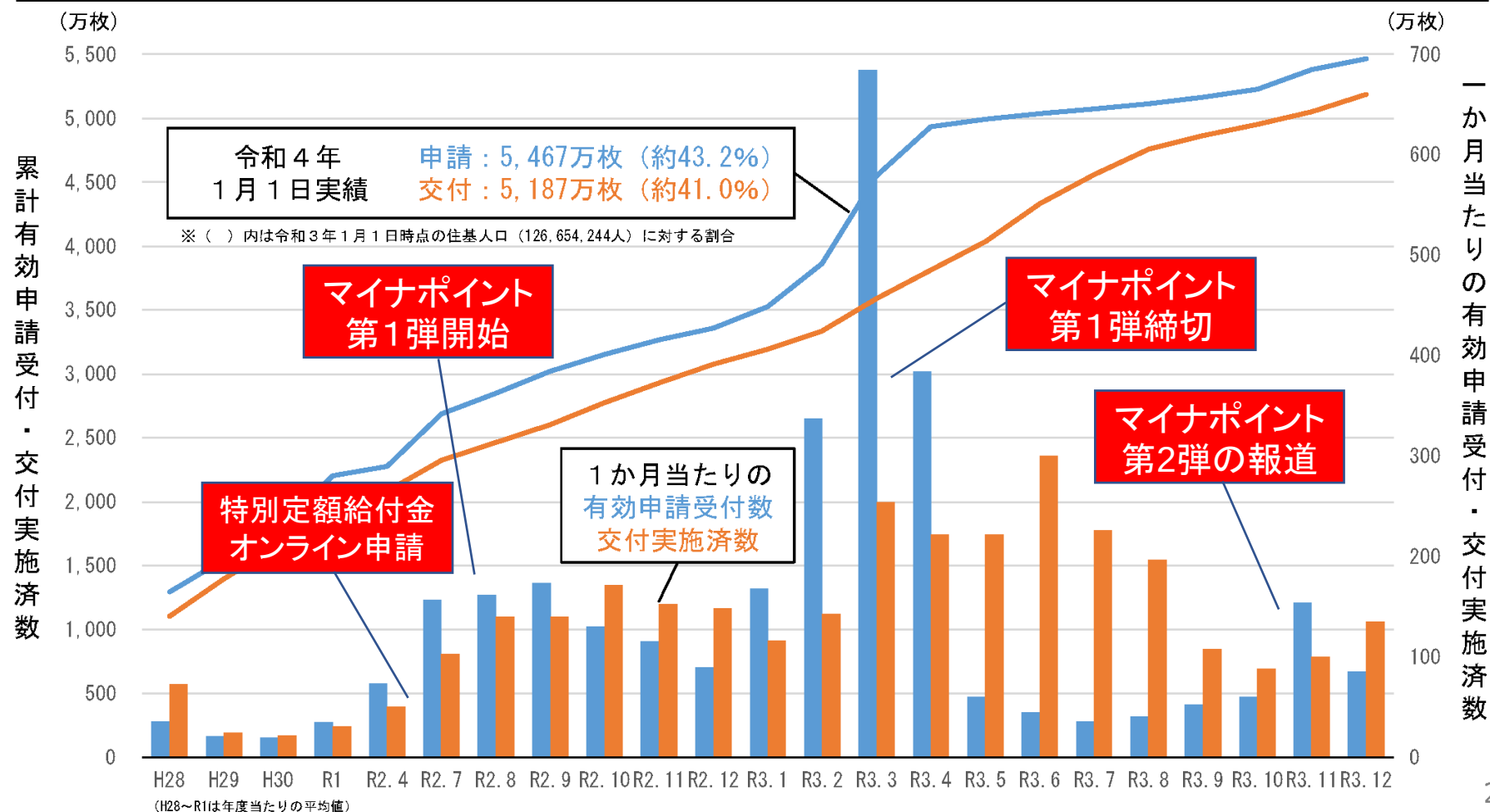
様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

9月以降

各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、
 マイナンバーカードの普及等の取組を推進

マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの発行・交付を所管する総務省としては、カードの利活用等を所管するデジタル庁をはじめとする関係省庁と連携しつつ、さらなる普及促進に取り組む。



マイナポイント第2弾

R3 補正予算：1兆8,134.1億円

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付 与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月頃 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	〔申込者数 約2,532万人〕	令和2年9月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード



- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き
本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・
確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を
持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用



- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有
することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座



- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付
金
や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な
支給が受けられるようになる

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に
関する法律（令和3年5月）

登録

7,500円相当



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、
さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

「一体化」と警察情報集約化への疑問

▼運転免許証とマイナンバーカードの一体化の方針が決まった経緯？

2019年6月4日決定の普及利活用方針には記載がなく、2020年7月の「骨太の方針」で検討開始となっていたのが、なぜ2020年10月に「令和8年一体化」になったのか？

▼メリットがあるのか？費用対効果はどう検討されたのか？

- ・免許更新時の書類提出・講習のオンライン化⇒更新の際の適性検査や免許情報記録の書き換えは運転免許センターに行く必要があるのではないか
- ・居住府県外における更新はどれくらいあるのか？

▼レンタカーを借りる際など、警察以外がどうやって運転免許情報をマイナンバーカードで確認するのか

▼マイナンバーカードを（運転時）常時携帯することによる紛失リスク、マイナンバーの漏洩リスク

▼運転免許証、健康保険証利用と相まって、マイナンバーカードの常時携帯(義務)化へ

▼警察のマイナンバー制度利用につながる

- ・取調べ時にマイナンバーカードの券面でマイナンバーがわかる⇒マイナンバーを使った捜査へ
- ・マイナンバーカードの IC チップの「マイナンバー領域」にアクセスできない制度的・技術的措置は？
- ・「住所変更等のワンストップ化」のために、マイナンバーカードの券面AP部分にアクセス必要
- ・顔データ利用につながらないか（運転免許証8200万人、マイナンバーカード5300万人）

※健康保険証利用では、本人確認に顔認証を利用。券面AP部分には顔写真の画像が記録。

- ・戸籍情報や住所・氏名・生年月日のマイナンバー制度・J-LISからの提供（第95条の五の3）

▼政府はマイナンバーカードの安全性として、ICチップに大切な個人情報記録されないと説明していたが、本籍情報が記録。今後、ICチップへの個人情報記録が拡大しないか。違反歴は記録されないか

▼警察情報の共通基盤システムの仕組み。仕様を公開するか。アクセントの報告書との変更点

▼各都道府県警察のデータを警察庁が管理するデータとして一元的に集約を行うとされているが、各都道府県のデータの外部提供ではないか。都道府県個人情報保護条例の手続はどうなるのか。

▼相談情報が目的外利用されないか。利用目的によるコントロールはどう保障されるのか。

マイナンバーカードのアプリの概要

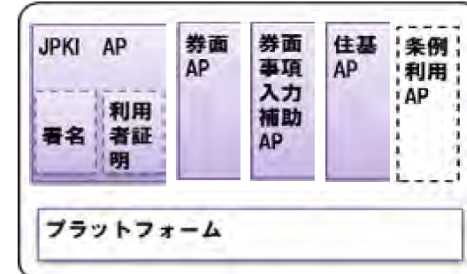
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPki-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6～16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 ※記録する情報は、 表面情報: 4情報 + 顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像	○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注) ①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。